

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当: 地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室)

28年度予算額(案) 75億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC（ハイドロフルオロカーボン）を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒（水、空気、アンモニア、CO₂等）を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンテンシングユニットについては、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器（以下「省エネ型自然冷媒機器」という。）を市場で普及させが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生するCO₂）排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るもので

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験（省エネ性能や顧客の評価の調査）及びシンポジウムの開催（機器ユーザーや一般消費者向け）

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗（ショーケース等）で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に対して補助を行います。

①中央方式冷凍冷蔵機器



②冷凍・冷蔵ショーケース等



(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業
3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助（工事費を含む。）
食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗（ショーケース等）における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助（工事費を含む。）

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業
(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業